

定 款

特定非営利活動法人在宅ケア・セラビ

特定非営利活動法人在宅ケア・セラビ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人在宅ケア・セラビ という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都杉並区方南2丁目23番6号林ビル202に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民参加のもとに、ヘルパーと医師・看護婦・医療機関との有機的な話し合いにより、高齢者の在宅介護に関する事業を行い、地域社会福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかわる次の事業を行う。

- ① 介護・家事援助に関する事業
 - イ、介護保険法に則った訪問介護
 - ロ、介護保険法に則った居宅介護支援
 - ハ、介護保険法に則った介護予防支援
- ② 福祉相談に関する事業
 - イ、病院・施設の入居相談
 - ロ、生活相談
- ③ 福祉情報に関する事業
 - イ、介護保険に関する情報の提供
 - ロ、「機関紙・在宅通信」の発行
- ④ ヘルパーの人材教育に関する事業
- ⑤ 移送サービス

2 この法人は次の収益事業を行う。

- ① 福祉用具の貸与・販売に関する事業
- ② 福祉用品の販売に関する事業
- ③ 住宅改修に関する事業
- ④ 訪問理美容に関する事業
- ⑤ 生涯教育に関する事業

- (3) 収益事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、収益事業から生じた収益は、この法人が行う、特定非営利活動に充てるものとする。

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して一年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によりこれを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねては成らない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなけ

ればならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身上の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員にはその総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の運営)

第23条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集を請求したとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは

その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会に於ける議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任できる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会で選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

ならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の4分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構 成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区 分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(管 理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、東京都杉並区に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、朝日新聞に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 2,000円
 - (2) 年会費 1,000円

別 表 設立当初の役員

役職名	氏 名
理 事 長	川 島 昭 正
副 理事長	江 前 直 子
副 理事長	高 橋 美 子
理 事	森 田 政 男
理 事	石 束 智恵子
理 事	鈴 木 豊 記
理 事	岡 安 容 子
理 事	松 田 弘
理 事	川 島 実穂子
監 事	島 本 一 雄
監 事	名 村 克 子

附則 この定款は、令和 4年 2月25日から施行する。
この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和6年度

事業計画書

特定非営利活動法人 特定非営利活動法人在宅ケア・セラビ

1 事業実施の方針

介護保険法の改定に伴って様々な申請登録など遅滞なく進めなければならない事務作業に大きな比重がかかる1年になることが予測される。会社経営のICT化に重点を置き生産性の向上及び働き方の改善など、労働原価の下がった困難な事業環境を乗り越えなければならない。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【47,600】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
①介護・家事援助に関する事業 イ. 介護保険法に則った居宅介護事業	地域医療と連携をもって介護認定を受けた利用者のケアプランを公正中立に、コンプライアンスを順守して作成する。	土日祭日を除く 9:00～17:00	事務所でプラン作成。訪問してモニタリング	2人	杉並、中野、渋谷区及びその近隣に居住する介護保険認定者	1000人/年	13000
②介護・家事援助に関する事業 ロ. 介護保険法に則った訪問介護	介護保険法の中で介護サービスを必要とする利用者の在宅での生活を支えるための身体介護及び必要な生活援助を行う。	原則土日祭日を除く 9:00～17:00	利用者の居宅に訪問し介護サービスを行う。通院介助もあり。	13人	杉並、中野、渋谷区及びその近隣に居住する介護保険認定者1	500人/年	32,000
③介護・家事援助に関する事業 ハ. 介護保険法に則った介護予防支援事業	地域医療と連携をもって介護認定を受けた利用者のケアプランを公正中立に、コンプライアンスを順守して作成する。	原則土日祭日を除く 9:00～17:00	事務所でプラン作成。訪問してモニタリング	2人	杉並、中野、渋谷区及びその近隣に居住する介護保険認定者	100人/年	600
⑤移送サービス	地域の交通困難な高齢者、障害者の外出を援助しQOLの維持の一助を担う。	原則土日祭日を除く 9:00～17:00	ドアツードアでの移送	1人	杉並区を出入りする利用者	100人/年	2,000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【250】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
生涯教育に関する事業	高齢者を中心に生涯100年の時代に向けて種々のコミュニティーの中で意欲的に社会活動に参加し生活のQOLを維持向上する事によって、健康寿命を進展させる活動を行う。	随時	杉並区	1人	250

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 特定非営利活動法人在宅ケア・セラビ

1 事業実施の方針

前年度の介護保険の3年に一度の大きな見直しによって介護事業の根幹の売上の上昇は期待し得ない状況にある。その中で種々の助成金を活用し経営の維持を図り、会社経営のICT化に重点を置き生産性の向上及び働き方の改善など、労働原価の下がった困難な事業環境を乗り越えなければならない。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【51,200】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
①介護・家事援助に関する事業 イ. 介護保険法に則った居宅介護事業	地域医療と連携をもって介護認定を受けた利用者のケアプランを公正中立に、コンプライアンスを順守して作成する。	土日祭日を除く 9:00～17:00	事務所でプラン作成。訪問してモニタリング	2人	杉並、中野、渋谷区及びその近隣に居住する介護保険認定者	1000人/年	14,500
②介護・家事援助に関する事業 ロ. 介護保険法に則った訪問介護	介護保険法の中で介護サービスを必要とする利用者の在宅での生活を支援するための身体介護及び必要な生活援助を行う。	原則土日祭日を除く 9:00～17:00	利用者の居宅に訪問し介護サービスを行う。通院介助もあり。	13人	杉並、中野、渋谷区及びその近隣に居住する介護保険認定者1	500人/年	34,000
③介護・家事援助に関する事業 ハ. 介護保険法に則った介護予防支援事業	地域医療と連携をもって介護認定を受けた利用者のケアプランを公正中立に、コンプライアンスを順守して作成する。	原則土日祭日を除く 9:00～17:00	事務所でプラン作成。訪問してモニタリング	2人	杉並、中野、渋谷区及びその近隣に居住する介護保険認定者	100人/年	600
⑤移送サービス	地域の交通困難な高齢者、障害者の外出を援助しQOLの維持の一助を担う。	原則土日祭日を除く 9:00～17:00	ドアツードアの移送	1人	杉並区を出入りする利用者	100人/年	2,100

(2) その他の事業

(事業費の総費用【250】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
生涯教育に関する事業	高齢者を中心に生涯100年の時代に向けて種々のコミュニティーの中で意欲的に社会活動に参加し生活のQOLを維持向上する事によって、健康寿命を進展させる活動を行う。	随時	杉並区	1人	250

設立・定款変更用

令和6年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法 在宅ケア・セラビ

（単位：円）

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益						
1	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	500,000	500,000		0	500,000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0		0	0
3	受取助成金等 受取補助金	1,800,000	1,800,000		0	1,800,000
4	事業収益 介護保険法に則った居宅介護支援事業収益 介護保険法に則った訪問介護事業収益 介護保険法に則った予防介護支援事業収益 移送サービス事業収益 生涯教育に関する事業収益	14,000,000 32,000,000 600,000 2,000,000	48,600,000		300,000	48,900,000
5	その他の収益 受取利息		0	300,000	0	0
経常収益計			50,900,000		300,000	51,200,000
【B】 経常費用						
1	事業費					
(1)	人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	38,000,000 300,000	38,300,000	120,000	120,000	38,420,000
(2)	その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費 車両費 法定福利費	90,000 200,000 400,000 3,000,000 170,000 500,000 2,200,000 2,800,000	9,360,000	20,000 50,000	70,000	9,430,000
事業費計			47,660,000		190,000	47,850,000
2	管理費					
(1)	人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	1,200,000 20,000	1,220,000	60,000	60,000	1,280,000
(2)	その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費 車両費	15,000 4,000 4,000 4,000 100,000	123,000	4,000 2,000 1,000	7,000	130,000
管理費計			1,343,000		67,000	1,410,000
経常費用計			49,003,000		257,000	49,260,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			1,897,000		43,000	1,940,000
【C】 経常外収益						
固定資産売却益 過年度損益修正益						
経常外収益計			0		0	0
【D】 経常外費用						
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損						
経常外費用計			0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0		0	0
経理区分後増減額			43,000		-43,000	
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			1,940,000		0	1,940,000
法人税、住民税及び事業税・・・④						500,000
前期繰越正味財産額・・・⑤						3,015,240
次期繰越正味財産額③-④+⑤						4,455,240

設立・定款変更用

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法 在宅ケア・セラビ

(単位：円)

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益						
1	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	550,000	550,000		0	550,000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0		0	0
3	受取助成金等 受取補助金	1,800,000	1,800,000		0	1,800,000
4	事業収益 介護保険法に則った居宅介護支援事業収益 介護保険法に則った訪問介護事業収益 介護保険法に則った予防介護支援事業収益 移送サービス事業収益 生涯教育に関する事業収益	14,500,000 34,000,000 600,000 2,100,000	51,200,000		300,000	51,500,000
5	その他の収益 受取利息		0	300,000	0	0
経常収益計			53,550,000		300,000	53,850,000
【B】 経常費用						
1	事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費 (2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費 車両費 法定福利費	40,000,000 300,000	40,300,000	120,000	120,000	40,420,000
			9,710,000	20,000 50,000	70,000	9,780,000
事業費計			50,010,000		190,000	50,200,000
2	管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費 (2) その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費 車両費	1,200,000 20,000	1,220,000	60,000	60,000	1,280,000
			123,000	4,000 2,000 1,000	7,000	130,000
管理費計			1,343,000		67,000	1,410,000
経常費用計			51,353,000		257,000	51,610,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			2,197,000		43,000	2,240,000
【C】 経常外収益						
固定資産売却益 過年度損益修正益						
経常外収益計			0		0	0
【D】 経常外費用						
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損						
経常外費用計			0		0	0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0		0	0
経理区分増減額			43,000		-43,000	
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③			2,240,000		0	2,240,000
法人税、住民税及び事業税・・・④						500,000
前期繰越正味財産額・・・⑤						3,015,240
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤						4,755,240